

新潟市環境保全型農業直接支払交付金事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟市環境保全型農業直接支払交付金事業（以下「事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、次に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第14号）
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農産第3817号農林水産事務次官依命通知、以下「交付等要綱」という。）
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知、以下「実施要領」という。）
- (4) 新潟県環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け農園第12号新潟県知事通知、以下「県要領」という。）
- (5) 新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）
- (6) その他関係法令

(目的)

第2条 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。）第3条第1項に規定する農業の有する多面的機能をいう。）の発揮を図るため、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させることを目的とする。

(補助対象等)

第3条 市長は、新潟市に農地を有する者が実施する事業に対し補助金を交付する。

- 2 前項の補助金の交付の対象となる農地、補助対象者、補助対象取組及び補助金額は、別紙1に掲げるとおりとする。

(交付の申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「事業主体」という。）は、対象活動の取組が終了し、実施要領第8の4の(1)に基づく実施状況の報告を行った年度の3月31日までに様式第1号（新潟市環境保全型農業直接支

払交付金交付申請及び補助事業実績報告書）を市長に提出するものとする。

（交付の決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請及び実績報告を受けたときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付するか否かを決定し、その結果を様式第2号（補助金等交付（不交付）決定通知書及び額の確定通知書）により事業主体に通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めることのほか、必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年7月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年7月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別紙 1

1 対象農地

農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項に基づき指定された農業振興地域）内に存する農地

2 補助対象者

以下の（１）から（５）の全てを満たす者とする。

- （１）交付等要綱別紙の第 1 の 1 及び実施要領第 1 に定める要件を満たす者
- （２）新潟市税の滞納がない者。ただし、交付等要綱別紙の第 1 の 1 及び実施要領第 1 の 1 に定める農業者の組織する団体、並びに交付等要綱別紙の第 1 の 1 及び実施要領第 1 の 2 に定める農業者のうち新潟市内に住所を有していない者は除く。
- （３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- （４）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- （５）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

3 補助対象取組

交付等要綱別紙の第 1 の 4 及び実施要領第 4 の要件を満たす取組とする。

4 補助金額

対象取組	本市の 10 a 当たりの交付単価の上限額	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する補助金等を加えた補助金等の 10 a 当たりの交付単価の上限額
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5 割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	900 円 （もみがら、樹皮、動物の排せつ物等堆積又は攪拌し、腐熟	3,600 円 （もみがら、樹皮、動物の排せつ物等堆積又は攪拌し、腐熟

	させたものを水稲で 0.25t～おおむね 0.5t 未満または水 稲以外で 0.5t～お おむね 1.0t 未満を 施用する場合につ いては 450 円)	させたものを水稲で 0.25t～おおむね 0.5t 未満または水 稲以外で 0.5t～お おむね 1.0t 未満を 施用する場合につ いては 1,800 円)
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成 農薬の使用を地域の慣行から原則として 5 割以上低減す る活動と緑肥の施用を組み合わせた取組	1, 2 5 0 円	5, 0 0 0 円
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成 農薬の使用を地域の慣行から原則として 5 割以上低減す る活動と炭の投入を組み合わせた取組	1, 2 5 0 円	5, 0 0 0 円
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成 農薬の使用を地域の慣行から原則として 5 割以上低減す る活動と総合防除を組み合わせた取組	1, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
交付等要綱及び実施要領に基づく有機農業（化学肥料及 び農薬を使用しない農業）の取組	3, 5 0 0 円 （このうち、炭素貯 留効果の高い有機農 業を実施する場合 （注）に限り、500 円を加算）	1 4, 0 0 0 円 （このうち、炭素貯 留効果の高い有機農 業を実施する場合 （注）に限り、2,000 円を加算）
交付等要綱及び実施要領に基づく有機農業（化学肥料及 び農薬を使用しない農業）の取組（実施要領第 5 の 1 で 定める作物）	7 5 0 円	3, 0 0 0 円
取組拡大加算	1, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

（注） 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、
緑肥の施用又は炭の投入のいずれかを実施すること。

(宛先) 新潟市長

組織名
代表者名

新潟市環境保全型農業直接支払交付金交付申請及び補助事業実績報告書

補助金の交付を受けたいので、別紙とおリ申請し、併せて実績を報告します。

記

1. 交付金交付申請額（交付実績額）

対象取組		取組面積 (実施面積)	交付単価	交付申請額 (交付額)
全国 共通 取組	堆肥の施用の取組（基本）	a	3,600円/10a	円
	堆肥の施用の取組（特例）	a	1,800円/10a	円
	緑肥の施用	a	5,000円/10a	円
	炭の投入	a	5,000円/10a	円
	総合防除	a	4,000円/10a	円
	有機農業の取組（炭素貯留効果の高い有機農業）	a	16,000円/10a	円
	有機農業の取組	a	14,000円/10a	円
	有機農業の取組（飼料作物等）	a	3,000円/10a	円
	取組拡大加算	a	4,000円/10a	円
合計		a		円

（注）面積は、対象取組別に構成員の実施面積を合計して、a未満を切り捨てた値を記載すること。

添付書類

- ・新潟市税の納税証明書（市制度用）※1
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第 3 号）
- ・環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書及び添付資料一式の写し（実施要領様式第 7 号）
- ・環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書及び添付資料一式の写し※2（実施要領様式第 1 1 号または共通様式 6 号）
- ・その他添付書類の写し

※1 必要な場合のみ添付

※2 実施要領第13の 1 ただし書きに該当する場合は省略することができる。

様

新潟市長 印
(担当 区 課)

補助金等交付（不交付）決定通知書及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった新潟市環境保全型農業直接
支払交付金事業費補助金については、次のとおり補助金の交付（不交付）を決定し、
併せて額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 環境保全型農業直接支払交付金事業
- 2 交付決定額
金 円
- 3 交付済額
金 円
- 4 確定額
金 円
- 5 交付条件
新潟市補助金等交付規則並びに新潟市環境保全型農業直接支払交付金事業費補
助金交付要綱の定めに従うこと。
- 6 参考
(1) 交付申請のあった補助金額
金 円

(2) 減額の理由

注1：不交付を決定した場合は、額の確定通知に係る記載を削除し、2を不交付の理由に変更すること。

注2：6の(2)は、交付申請のあった補助金額が減額された場合のみ記載すること。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市環境保全型農業直接支払交付金事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)
氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

＊ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

(様式第3号 暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)
名簿(役員等一覧表)

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11 年 11 月 11 日 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。